

令和5年春の全国交通安全運動福島県実施要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

- (1) 運動期間 令和5年5月11日（木）から5月20日（土）までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 5月20日（土）

3 運動のスローガン

自転車に 乗るなら必ず ヘルメット

〔年間スローガン
わたります 止まるやさしさ ありがとう〕

4 運動の重点

- (1) こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- (3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

5 主 唱

福島県、福島県交通対策協議会

6 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体
地方交通対策協議会構成機関・団体
市町村
市町村交通対策協議会構成機関・団体

7 運動の重点に関する主な推進項目等

別紙のとおり

8 運動の進め方

- (1) 各推進機関・団体は、イベント等の行事の開催、SNSや広報紙(誌)等の各種広報媒体の積極的な活用により、広く県民にこの運動の周知徹底を図るとともに、相互に連携を密にし、効果的な運動を推進する。
- (2) 5月20日（土）は、県民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑制することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」であることから、県民が自主的に交通安全に取り組めるよう、重点的に啓発活動を実施する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じて運動を展開する。

9 実施計画・実施結果の報告

| 構成機関 | 実施計画報告様式 | 計画報告宛先・報告期限 | 実施結果報告様式 | 結果報告宛先・報告期限 |
|--------------------|------------|--------------------|-----------------------|--------------------|
| 県交通対策協議会委員 | 第1号 | 県生活交通課 4月18日(火) | 第2号 | 県生活交通課 6月6日(火) |
| 各市町村交通対策協議会(各市町村) | 第3号 | 各地方振興局 4月11日(火) | 第4号 第5～7号 | 各地方振興局 5月30日(火) |
| 各地方交通対策協議会(各地方振興局) | 第1号 第8号 | 県生活交通課 4月18日(火) | 第2号 第9号 第5～7号写し | 県生活交通課 6月6日(火) |